

○高速道路交通警察隊の運用に関する訓令

昭和53年4月1日

本部訓令第10号

〔注〕平成22年3月から改正経過を注記した。

改正 昭和53年9月本部訓令第14号

昭和58年4月本部訓令第12号

昭和63年8月本部訓令第13号

平成3年8月本部訓令第21号

平成5年8月本部訓令第20号

平成5年12月本部訓令第31号

平成11年3月本部訓令第6号

平成12年12月本部訓令第42号

平成18年4月本部訓令第19号

平成18年10月本部訓令第33号

平成22年3月本部訓令第5号

平成22年3月本部訓令第7号

平成24年8月本部訓令第21号

平成25年3月本部訓令第4号

平成26年3月本部訓令第4号

平成26年3月本部訓令第5号

平成26年3月本部訓令第10号

平成27年3月本部訓令第4号

平成27年3月本部訓令第9号

平成28年3月本部訓令第14号

平成31年4月本部訓令第7号

令和2年9月本部訓令第22号

令和3年3月本部訓令第6号

警察本部

警察学校

各警察署

高速道路交通警察隊の運用に関する訓令を次のように定める。

## 高速道路交通警察隊の運用に関する訓令

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 活動（第4条—第6条）
- 第3章 勤務（第7条—第9条）
- 第4章 事故事件等の取扱い（第10条—第14条）
- 第5章 教養訓練（第15条）
- 第6章 雑則（第16条・第17条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この訓令は、交通部高速道路交通警察隊（以下「高速道路交通警察隊」という。）の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

##### （高速道路交通警察隊の位置）

第2条 高速道路交通警察隊は、広島市安佐南区川内二丁目に置く。

##### （高速隊員の分駐）

第3条 高速道路交通警察隊の任務を遂行するため、必要な地に高速道路交通警察隊の職員（以下「高速隊員」という。）を分駐させるものとする。

#### 第2章 活動

##### （月間活動計画）

第4条 高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）は、高速道路交通警察隊の事務を効率的に推進するため、活動の重点その他勤務に必要な事項を内容とする月間活動計画を定めるものとする。

2 高速隊長は、前項の規定により高速自動車国道等（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道、一般国道2号広島岩国道路、一般国道2号木原道路、一般国道2号尾道バイパス・松永道路（指定自動車専用道路部分）、一般国道31号広島呉道路、一般国道317号西瀬戸自動車道、一般国道375号東広島・呉自動車道及び一般国道375号東広島高田道路並びに広島高速1号線、広島高速2号線、広島高速3号線、臨港道路出島海田線海田大橋、県道61号（自動車専用道路部分）及び広島市道広島南道路（指定自動車専用道路部分）をいう。以下同じ。）に接続する周辺道路における月間活動計画を定めたときは、その所在地を管轄する警察署（以下「所轄警察署」という。）の署

長（以下「所轄警察署長」という。）に通報するものとする。

（一部改正〔平成22年本部訓令5号・25年4号・26年4号・10号・27年4号・令和3年6号〕）

（応援の要請）

第5条 高速隊長は、高速自動車国道等において次の各号に該当する場合で、交通の整理、車両の誘導、被害者の救護等のため応援を要請する必要があると認めるときは、交通部長を経て警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しその指揮を受けるものとする。

- (1) 多数の死傷者を伴う交通事故事件（道路交通関係法令違反事件及び交通事故に関連する事件をいう。以下同じ。）が発生した場合
- (2) 異常気象若しくは災害が発生し、又は発生するおそれのある場合
- (3) その他これに準ずる事案がある場合

2 高速隊長は、事態が急迫して前項の指揮を受けるいとまのないときは、所轄警察署長に直接応援を要請することができる。この場合において、高速隊長は、速やかにその状況を交通部長を経て本部長に報告するものとする。

（連絡協調）

第6条 高速隊長は、高速自動車国道等における交通警察に関する事務を効率的に行うため、中国四国管区警察局広島高速道路管理室、関係他県警察、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、広島高速道路公社、国土交通省、広島県その他関係機関と密接な連絡協調を図るものとする。

（一部改正〔平成22年本部訓令5号・31年7号〕）

### 第3章 勤務

（勤務制）

第7条 高速道路交通警察隊の勤務制及び勤務時間は、警察職員の勤務時間および休暇等に関する訓令（昭和43年広島県警察本部訓令第5号）に定めるところによる。

（勤務上の配慮事項）

第8条 高速隊員は、常に高速自動車国道等の特殊性に配慮しながら勤務し、機動警ら、交通の指導及び取締り、交通事故事件の捜査その他の活動に際しては、高速隊員相互の連携を有機的に行い、受傷事故の防止と迅速かつ的確な事案処理に努めなければならない。

（勤務日誌）

第9条 高速道路交通警察隊に別記様式による勤務日誌を備え付け、所要事項を記録しておかなければならない。

(一部改正〔令和2年本部訓令22号〕)

#### 第4章 事故事件等の取扱い

(緊急配備)

第10条 高速隊員は、緊急配備若しくは広域緊急配備の発令があつたとき又は犯人等の手配の通報を受けたときは、直ちに所要の活動を行わなければならない。

(一部改正〔令和2年本部訓令22号〕)

(刑事事件等の取扱い)

第11条 高速隊員は、高速自動車国道等において交通事故事件以外の刑事事件等の発生を認知したときは、所轄警察署長に即報するとともに現場に急行して負傷者の救護、被疑者の逮捕、参考人の確保、現場保存等必要な初動措置を行つた後、これを所轄警察署に引き継ぐものとする。

(異常死体の措置)

第12条 高速隊員は、高速自動車国道等において発見した異常死体のうち、死因が交通事故によることが明らかな死体については高速道路交通警察隊において処理し、その他のものについては現場保存等必要な措置をとつた後所轄警察署に引き継ぐものとする。

(その他の事案の取扱い)

第13条 高速隊員は、高速自動車国道等において病人、行方不明者等応急の救護を必要とする者を発見し、又は犯罪者の置き去り品、遺失物、拾得物等を発見したとき若しくはこれらの届出を受理したときは、必要な措置をとつた後所轄警察署に引き継ぐものとする。

(一部改正〔平成22年本部訓令7号〕)

(被疑者を逮捕した場合の措置)

第14条 高速隊員は、交通事故事件の被疑者を逮捕したときは、所轄警察署に身柄の留置を依頼するものとする。

2 高速隊員は、交通事故事件以外の被疑者を逮捕したときは、所轄警察署に身柄を引き継ぐものとする。

#### 第5章 教養訓練

(一部改正〔令和2年本部訓令22号〕)

(教養訓練)

第15条 高速隊長は、毎月2回以上高速隊員を招集し、点検を行うとともに次に掲げる教養訓練を実施しなければならない。

(1) 基本的な運転実技訓練

- (2) 交通事故事件の捜査要領等の技術的訓練
  - (3) 実務教養
  - (4) その他高速隊員として必要な教養訓練
- 2 高速隊長は、新たに高速隊員となつた者に対して、期間を定めて車両の運転、交通の指導及び取締り、交通事故事件の捜査、交通規制その他必要な事項について教養訓練を行わなければならない。

## 第6章 雑則

### (取付道に関する事務)

第16条 高速自動車国道等に通ずる取付道（高速自動車国道等と他の道路を接続するために設けられた道路をいう。以下同じ。）の交通警察に関する事務は、高速道路交通警察隊が行うものとする。ただし、取付道と高速自動車国道等以外の他の道路が交差する交差点部分は、所轄警察署が行うものとする。

（一部改正〔令和2年本部訓令22号〕）

### (所轄警察署との事務の調整)

第17条 高速隊長は、高速道路交通警察隊の事務を行う場合において、所轄警察署長との間に調整を必要とする事項があるときは、当該所轄警察署長と協議してこれを行うものとする。

（一部改正〔令和2年本部訓令22号〕）

### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

### 附 則（昭和53年9月14日本部訓令第14号）

この訓令は、公布の日から施行する。

### 附 則（昭和58年4月1日本部訓令第12号）

この訓令は、公布の日から施行する。

### 附 則（昭和63年8月25日本部訓令第13号）

この訓令は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成3年8月29日本部訓令第21号）抄 (施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成5年8月25日本部訓令第20号）抄 (施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年12月24日本部訓令第31号）

1 この訓令は、平成6年1月1日から施行する。

2 この訓令による改正前の訓令による様式により作成された用紙で、この訓令施行の際現に各所属の在庫に係るものは、この訓令による改正後の訓令による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

附 則（平成11年3月23日本部訓令第6号）

この訓令は、平成11年3月23日から施行する。

附 則（平成12年12月21日本部訓令第42号）

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成18年4月1日本部訓令第19号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年10月12日本部訓令第33号）

この訓令は、平成18年10月16日から施行する。

附 則（平成22年3月12日本部訓令第5号）

この訓令中第1条の規定は平成22年3月14日から、第2条の規定は同年4月26日から施行する。

附 則（平成22年3月23日本部訓令第7号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月31日本部訓令第21号）

この訓令は、平成24年9月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日本部訓令第4号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日本部訓令第4号）

この訓令は、平成26年3月23日から施行する。

附 則（平成26年3月25日本部訓令第5号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日本部訓令第10号）

この訓令は、平成26年3月30日から施行する。

附 則（平成27年3月12日本部訓令第4号）

この訓令は、平成27年3月15日から施行する。

附 則（平成27年3月25日本部訓令第9号）

この訓令は、平成27年3月25日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成28年3月28日本部訓令第14号）

この訓令は、平成28年4月15日から施行する。

附 則（平成31年4月1日本部訓令第7号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月1日本部訓令第22号）

この訓令は、令和2年9月1日から施行する。

附 則（令和3年3月4日本部訓令第6号）

この訓令は、令和3年3月14日から施行する。

別記様式(第9条関係)

(表)

隊 長	副 隊 長	分 駐 隊 長	係 長	主 任

勤 務 日 誌

年 月 日 ( 曜日) 天候										
活動重点及び指示	重 点 指 示									
	区分	種別	階 級	氏 名	区分	種別	階 級	氏 名		
勤 務 体 制										
	当務	人	日勤	人	非番	人	公休	人	年休	人
引継事項										
行事・来訪等										



別記様式（第9条関係）

（一部改正〔令和2年本部訓令22号〕）